

令和7年度 飯山市U・I・Jターン就業・創業移住支援事業【概要】

県内企業等の担い手不足の解消及び地域課題の解決並びに移住促進を図るため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）、愛知県又は大阪府（以下「東京圏等」といいます。）から移住し、就業又は創業した方に対し、移住支援金（補助金）を交付するものです。

● 申請受付期間

令和7年4月1日(火)～令和7年12月26日(金)

申請順に受付け、予算の上限に達した場合は、予告なく期限前に申請受付を終了する場合があります。

● 移住支援金（補助金）の額

東京圏等から移住し、長野県が支援する企業等へ就業した場合または社会的事業の創業等をする場合

単身の場合：60万円

2人以上世帯の場合：100万円（18歳未満の子どもを帯同する場合、その子ども1人につき100万円加算）

● 移住支援金（補助金）の主な交付要件

◆ 共通要件……以下の要件のすべてに該当する必要があります。

■ 移住元に関する要件

住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京圏等に在住し、就業していたこと

※企業等に雇用されていた方については、雇用保険の被保険者としての就業に限ります（以下、同様）

東京圏等に在住し、東京圏等の大学等に通学し、東京圏等の企業に就職した場合、大学等への通学期間も5年間の就業期間に通算できます

住民票を移す直前、1年以上連続して、東京圏等に在住し、かつ就業していたこと

※この場合の就業期間の起算日は、住民票を移した日の3ヵ月前まで遡れます（在住期間は遡れません）

※この場合の就業期間は、3ヵ月以内の空白期間であれば「連続」とみなします（在住期間は認められません）

■ 移住先に関する要件

住民票の異動後1年以内に、移住支援金の交付申請をすること

市内に、移住支援金の申請の日から5年以上継続して居住する意思があること

■ その他の要件

暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと

市税等の滞納がないこと

過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。

（ただし移住支援金を全額返還した者、または過去の申請時に18歳未満だったものが5年以上経過し、18歳以上になった場合を除く）

その他、市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

◆ 世帯の要件……「2人以上の世帯」で申請する場合の要件です。

■ 2人以上の世帯の要件……以下の要件のすべてに該当する必要があります。

世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと

世帯員が、交付申請時において同一世帯に属していること

世帯員のいずれもが、交付申請時、転入後1年以内であること

世帯員のいずれもが、反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと

■ 子育て世帯加算の要件……以下の要件のすべてに該当する必要があります。

申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の世帯員を帯同して転入したこと

当該18歳未満の世帯員が、上記の「2人以上の世帯の要件」をすべて満たす者であること

◆ 就業に関する要件……以下のA～Eのいずれかに該当する必要があります。

A マッチングサイトの求人に応募して採用された場合……以下の要件のすべてに該当する必要があります。

- 求人への応募日が、マッチングサイトに求人情報が掲載された日以降であること
- 勤務地が東京圏以外であること
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思があること
- 転勤、出向等でなく、新規の雇用であること

マッチングサイト



B 専門人材の場合……以下の要件のすべてに該当する必要があります。

- 内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業により長野県内で就業したこと
- 勤務地が東京圏以外であること
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思があること
- 転勤、出向等でなく、新規の雇用であること
- 目的達成後の解散を前提としたプロジェクトへの参加など、離職することが前提でないこと

C テレワーカーの場合……以下の要件のすべてに該当する必要があります。

- 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思で移住したこと
- 移住先を生活の本拠とし、移住前での業務を引き続き行うこと
- 移住先において、原則として恒常に通勤をしないこと
- 移住先でテレワークにより勤務し、週20時間以上のテレワークを実施すること
- 所属先企業等からデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で資金提供を受けていないこと

D 関係人口の場合……以下の要件のすべてに該当する必要があります。

- 本移住支援金における関係人口の要件に該当すること（要綱第3条）
- 就業先が、以下のいずれかに該当すること
 - ・マッチングサイトの登録要件を満たす企業等に就業している者
 - ・職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業等に就業している者
 - ・農林水産業に従事している者
- 勤務地が東京圏以外であること
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること（農林水産業に従事している者を除く）
- 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思があること
- 転勤、出向等でなく、新規の雇用であること

職場いきいきアドバンスカンパニー
認証制度



E 創業支援金の交付決定を受けている場合

- 移住支援金の交付申請時、創業支援金の交付決定から1年以内であること

● **移住支援金の返還について**

以下のいずれかに該当した場合、交付した補助金の全額または半額を返還していただきます。

全額返還

- 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けた場合
- 移住支援金の申請日から、市外に転出した日までの期間が、3年に満たない場合
- 移住支援金の申請日から移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年に満たない場合（テレワーカーを除く）
- 創業支援金の交付決定を取り消された場合

半額返還

- 移住支援金の申請日から、市外に転出した日までの期間が、3年以上5年以内である場合
- 移住支援金の申請日から移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年以上5年以内である場合（テレワーカーを除く）